

下水道事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

「下水道事業の新規採択時評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、下水道事業の新規採択時の評価を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

新規に事業採択を要求する以下の事業を対象とする。

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 流域下水道事業
- ・ 都市下水路事業

但し、新規採択後に全体計画変更、下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という）の認可変更により新たな処理区に係る事業に着手する場合は継続事業として扱い、「下水道事業の再評価実施要領細目」により評価を行う。

第3 評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

- ・ 新規事業の採択を要求する時点で事業主体が策定している全体計画を単位として評価を実施する。全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。
- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業を含む）は、市町村単位あるいは複数市町村の一部事務組合単位で評価を行う。
- ・ 公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・ 流域下水道事業は、事業箇所を単位として評価を行う。なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・ 都市下水路事業は、事業箇所を単位として評価を行う。但し、近接して1市町村内に

複数の都市下水路事業がある場合においては、流域単位に一括して評価を行うことが出来る。

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続き

(1) 評価に係る資料の作成部局

新規事業採択時の評価に当たっては、以下に定める事業主体は評価に係る資料を作成し、補助金交付等に係る要求を行う。資料の作成は、事業主体のうち下水道事業の所管部局が中心となってこれを行う。

評価に必要な資料の作成主体は、以下の通りとする。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業、公共関連の事業を含む）、都市下水路事業については、原則として市町村又は一部事務組合。都道府県代行制度により事業を実施しようとする場合においては、都道府県の協力を得たうえで市町村
- ・ 流域下水道事業については、流域関連の公共下水道・特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村又は一部事務組合の協力を得たうえで都道府県

(2) 作成する資料

事業主体が作成する資料は以下の通りとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

事業名、処理区名及び面積（ha 単位）、処理施設の名称、処理方法、処理能力（晴天時日最大、雨天時日最大）、計画処理人口、事業採択年度、事業費（補助対象事業費、単独事業費）

②評価に関する指標

第5に定める指標に関する分析結果。

③新規採択理由

新規に事業採択を要求する理由。

(3) 資料を提出する時期

事業主体は、翌年度に新規採択を要求する事業について、以下の期日までに（2）に定める資料を作成し、（4）に提出するとともに当該事業の補助金交付に係る要求を行う。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び都市下水路事業については、毎年11月末日
- ・ 流域下水道事業については、毎年6月末日

(4) 資料の提出先

評価に係る資料は、当該補助事業を所管する地方支分部局等（以下、「地方支分部局等」という）を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課（以下、「下水道事

業課」という)に提出する。

2 評価結果、採択箇所等の公表

(1) 公表するものの具体的内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部(以下、「下水道部」という)及び地方支分局等は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第4の3項に従い、地方公共団体等から提出された第4の1に規定する資料に検討を加え、当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定する。その際、下水道部及び地方支分局等は、(2)で規定する時期に以下の資料を公表する。

- ・ 評価対象事業の概要
- ・ 評価の概要と評価結果
- ・ 判断の根拠と対応方針

(2) 公表の具体的時期

- ・ 流域下水道事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表する。
- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、翌年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後に公表する。

(3) 公表方法

公表は、記者発表、下水道部及び地方支分局等における閲覧等によるものとする。

第5 評価の方法

評価を行う際に整理すべき指標、新規に事業採択を決定する際の判断基準等(以下「下水道客観評価手法」という)については、別に定める。なお、評価指標のひとつである費用対効果分析結果については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)(社)日本下水道協会」に基づき評価する。

第6 施行

- 1 本細目は、平成16年2月23日から施行する。
- 2 平成13年8月22日に改定された下水道事業の新規採択時評価実施要領細目は廃止する。